

令和3年8月1日から、  
育児休業給付金、介護休業給付金、高年齢雇用継続給付金  
の手続の際、通帳等の写しの添付を省略できるようになり  
ました。

## ●省略できる場合

支給申請書類の中の「払渡希望金融機関指定届」が、  
**電磁的方法（パソコン入力等）により記載されている**場合

※手書きで記載されている場合、記載内容の誤読のおそれがあるため省略できません。

## ●その他ご協力をお願い

省略できる場合であっても、必要に応じてハローワークより通帳等の写し  
の提出を依頼することがあります。例えば、以下の場合です。

### \* 被保険者の氏名と、口座名義が異なる場合

この場合は、通常振込ができないため、あらかじめ支給申請書類の備考欄等に口座名義  
をカタカナで記載する、または通帳等の写しを添付する等、口座名義がわかるようご協力  
をお願いいたします。

(例) 被保険者氏名で登録していないミドルネームがある場合  
アルファベット氏名の読み仮名表記が異なる場合 など

### \* 支給申請書類に記載された金融機関へ振込ができなかった場合

## 対象となる申請書

### 〈高年齢雇用継続給付金〉

- 高年齢雇用継続給付受給資格確認票・（初回）高年齢雇用継続支給申請書

### 〈育児休業給付金〉

- 育児休業給付金受給資格確認票・（初回）育児休業給付金支給申請書

### 〈介護休業給付金〉

- 介護休業給付金支給申請書

